

社労士オフィス.KAN



TEL072-395-1291

連絡先： 社労士オフィス.KAN  
 社会保険労務士 武用 貫次  
 〒573-0013  
 大阪府枚方市星丘 1-26-14  
 電話：072-395-1291 F A X：072-395-1291

## 副業・兼業の実態調査と導入の検討に向けて

先ごろ、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」パンフレットの改訂版が厚生労働省から公表されました。7月に改訂された兼業副業ガイドラインの解説や副業・兼業に関するモデル就業規則の規定、各種様式例がまとめられています。こうしたことを踏まえ、従業員の副業・兼業の許可を検討する企業もあると思います。その前提として、副業等の実態がどうなっているのかは押さえておきましょう。

### ◆パーソル総合研究所の調査から

2021年の調査になりますが、パーソル総合研究所が従業員10人以上の企業に対して行った調査によると、次のような実態がわかります。

#### 【企業側】

- ・副業の全面禁止は45.1%。  
容認（全面・条件付き）は55.0%で、2018年より3.8ポイント微増。

・副業人材を実際に受け入れているのは23.9%、受け入れ意向はあるが現在受け入れがないのは23.9%、受け入れ意向なしは52.3%

#### 【従業員側】

- ・実際に副業をしている人は9.3%（年収1,500万円以上の高所得層に多い）
- ・現在していないが副業意向がある人は40.2%（低所得層になるほど多い）
- ・動機は職種によらず、「収入の補填」が最多

この調査では、他に過重労働リスクにつながりにくい副業の特徴と、職場支援のあり方などについても報告されていますので、副業・兼業の許可を検討する際に参考になるでしょう。

### ◆就業規則等の整備が必要です

副業・兼業を認めるにあたっては、就業規則等の社内規程の整備や届出、労働時間の通算や健康確保等についての検討、社会保険や労災についても確認しておくべきことがあります。また、当然な

がら秘密保持や競業避止の面からの検討も必要になります。

これらの対応や社内規程の整備については、弊所にご相談ください。

【厚生労働省「副業・兼業」】  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192188.html>

【パーソル総合研究所「第二回 副業の実態・意識に関する定量調査」】  
<https://rc.persol-group.co.jp/thinktank/data/sidejob2.html>

### 紹介状なしで大病院を外来受診する場合の患者負担が引き上げられています

原材料価格の高騰や円安により、食品や生活用品の度重なる値上げが行われています。帝国データバンクの調査によれば、10月は年内最大の値上げが行われる月となっていて、食品だけでも6,500品目で値上げが行われ

るということです。一方、11月以降の値上げは年内2番目の少なさとなり、値上げの波はいったん落ち着く気配を見せています。

#### ◆紹介状なしでの大病院の外来受診も患者負担引上げ

この10月からは、紹介状なしで大病院を外来受診する場合の患者負担の引上げも行われています。

これは、一部の病院への外来患者の集中を避けるため、一定規模以上の対象病院については、紹介状を持たずに外来受診した患者等から徴収することとされている「特別の料金」が見直されたことによるもので、対象病院の拡大も行われています。

#### ◆具体的な見直しの内容は？

「特別の料金」は、これまで医科の初診が5,000円以上、再診が2,500円以上でしたが、初診が7,000円以上、再診が3,000円以上へと引き上げられています。歯科でも、初診が3,000円以上、再診が1,500円以上から、初診が5,000円以上、再診が1,900円以上へと引き上げられています。対象病院としては、これまでの特定機能病院、地域医療支援病院（一般病床200床以上）に、紹介受診重点医療機関（一般病床200床以上）が加えられています。

厚生労働省では、この見直

しに伴いリーフレットを作成し、まずは住んでいる地域の医療機関を受診し、必要に応じて紹介を受ける等、医療機関の機能・役割に応じた適切な受診を行うよう、呼びかけています。

【帝国データバンク「食品主要105社」価格改定動向調査一家計負担額推計】

<https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/p220907.html>

【厚生労働省「紹介状を持たずに特定の病院を受診する場合等の「特別の料金」の見直しについて】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_26666.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26666.html)

#### 11月の税務と労務の手續期限 [提出先・納付先]

##### 10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降に採用した労働者がいる場合>  
[公共職業安定所]

##### 15日

- 所得税の予定納税額の減額承認申請書（10月31日の現況）の提出 [税務署]

##### 30日

- 個人事業税の納付 <第2期分> [郵便局または銀行]
- 所得税の予定納税額の納付 <第2期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合） <雇入れ・離職の翌月末日>  
[公共職業安定所]

#### ～当事務所より一言～

紅葉の季節、インバウンドが少ない今こそ名所をめぐるなどが良いと思います。紅葉の見ごろもすぐに過ぎてしまうので、思い立ったらとりあえず見に行かないと思っています。

新型コロナや世界情勢の不安定で不透明な時期が続きますが、やるべきことをやって過ごしていきます。

